

編集•発行 総務企画課 世帯数 2.660 世帯

人口 5,077 人

No. 1786 【 12月14日 発行】

男: 2.480 人 女: 2.597 人

令和5年12月18日 ~ 令和5年12月31日

(令和5年11月30日現在)

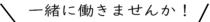
| 日 | 曜日 | 予定行事名等 | 時間 | 場所 | 主催 |
|----|-----|---------------|--------|------------------|-------|
| 18 | (月) | | | | |
| 19 | (火) | | | | |
| 20 | (水) | | | | |
| 21 | (木) | | | | |
| 22 | (金) | | | | |
| 23 | (土) | | | | |
| 24 | (日) | | | | |
| 25 | (月) | | | 9 | |
| 26 | (火) | | | | |
| 27 | (水) | ョロン・おきなわ音楽交流祭 | 17:00~ | 砂美地来館 | 教育委員会 |
| 28 | (木) | 仕事納め | | | |
| 29 | (金) | | | | 20 |
| 30 | (土) | | | | |
| 31 | (日) | | | ₹ , , , , | |

令和5年度 与論町会計年度任用職員募集 (令和6年|月|日任用)

与論町役場では、令和5年度会計年度任用職員を募集します。

※応募期限:令和5年|2月2|日(木)午後5時 ※面接日:令和5年12月25日(月)午後予定

- ◆募集職種
- ◎事務補助員(町立図書館・中央公民館)
- ◎司書(町立図書館)
- ◎栄養士(茶花こども園)
- ◎海岸清掃及び植栽管理業務員(環境課)
- ◎水道施設管理業務員(水道課)
- ※詳細は町ホームページをご覧いただくか、役場総務企画課に お越しください。







お問い合せ:総務企画課 TEL 0997-97-3111

住まいるプロジェクト実行委員会より 入居者募集のお知らせ

住まいるプロジェクトでは下記物件の入居者を募集します。 この物件は入居者自身が修繕等を行う住宅となるため、内覧をして住宅の現状を確認した方が **応募**できます。入居を希望される方は、必ず<mark>入居者本人の内覧</mark>申込みをお願いします。

| | · |
|----------|---|
| 1 物件の住所 | 与論町東区(詳細は内覧申込み時にお知らせします) |
| 2 間取り等 | 4DK(その他、かまど付倉庫等あり) |
| 3 家賃等 | ・月額28,000円 |
| | ・敷金、礼金、共益費不要 |
| 4 入居条件 | ・2名以上(単身不可) |
| | ・内覧をした方(必ず入居希望者が内覧すること) |
| | ・反社会的勢力に該当しない方 |
| | ・その他詳細は内覧時に説明 |
| 5 入居可能日 | 令和6年2月17日~(予定) |
| 6 内覧期間 | 令和 5年 12月 25日 ~ 令和 6年 1月 26日 (9時 ~ 17時) |
| ※事前予約制 | ※令和 5年 12月 31日 ~令和 6年 1月 3日 を除く |
| 7 内覧申込方法 | 役場総務企画課に電話またはメールにて申込み |
| | 電話:0997-97-3111 Mail: <u>smilepj46n@gmail.com</u> |
| | 担当:笠門(かさかど) |
| | |
| | ※メール申込みの場合は氏名及び内覧希望日時を記載 |
| | ※ご希望に添えない場合もございます。 |
| | 予めご了承ください。 |
| 8 入居申込方法 | 内覧時に説明 |
| 9 その他 | ・許可なく物件に立ち入ることを禁じます。 |
| | ・入居者は選考で決定します。 |
| | |

付まいるプロジェクトは官民一体となって住宅不足問題の解消に向け活動しています。

住まいるプロジェクト実行委員会事務局(役場網発企画課内)

北朝鮮人権侵害問題啓発週間 12月10日~16日



拉致問題は、我が国の喫緊の国民的課題であり、この解決を始めとする 北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき 課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

~税務課からのお知らせ~ 12月は国保税滞納整理強化月間です!!

国民健康保険税は、病気やけがなどをして医療機関にかかったときの医療費などに あてられる大切な財源です。保険税を納めることで国保の運営が支えられ、わたしたち の安心が守られているのです。

税金の滞納は、期限内に納税している方との公平性を欠くものです。 滞納者に対しては、赤い封筒による催告や、財産の調査、差押え等の 収納確保に向けた取組を強化します。

納期内納付へのご理解とご協力をお願いします。

※ 年度内の収納状況により国民健康保険被保険者証の種類を下記のとおり交付基準を 実施しています。滞納により高額療養費の限度額適用認定を受けられない場合が あります。

国民健康保険短期被保険者証等交付基準

| 納付誓約 | 納付状況 | 滞納状況 | 被保険者証等の種類 |
|------|----------------------|---------------|----------------|
| | _ | 5期未満 | 短期被保険者証(6ヶ月) |
| なし | | 5期以上9期未満 | 短期被保険者証(3ヶ月) |
| | | 9期以上13期未満 | 短期被保険者証(1ヶ月) |
| | | 13 期以上 | 資格証明書 |
| | 定期的な納付のあるもの | 5期未満 | 被保険者証(12ヶ月) |
| あり | (<u>年度内</u> の完納が見込ま | 5期以上9期未満 | 短期被保険者証(6ヶ月) |
| | れるもの) | | (被保険者証(12ヶ月)) |
| | | 9期以上13期未満 | 短期被保険者証(3ヶ月) |
| | | | (短期被保険者証(6ヶ月)) |
| | | 13 期以上 | 短期被保険者証(1ヶ月) |
| | | | (短期被保険者証(3ヶ月)) |
| | 定期的な納付のないも | 納付誓約のないものと同等の | の扱いとする。 |
| | 0 | | |

【問合せ先】 与論町役場 税務課

国民健康保険税担当

電話:0997-97-3133 (直通)

家屋や倉庫等の新築・増築について

家屋や倉庫等を新築や増築された場合は、固定資産税評価額を算定するために税務課職員にて家屋の実地調査を行う必要がありますので、役場税務課までお知らせください。

連絡先 役場税務課 0997-97-3133

令和6年度与論町育英奨学資金貸費生募集のお知らせ

【与論町育英奨学資金制度】

与論町教育委員会では、経済的な理由により就学することが困難な方に対し、無利子の奨学資金の貸し付けを行っています。

応募資格

- ・ 高等学校(高等専門学校等を含む。)若しくは大学及び大学院(各種学校、専修学校を含む。)に進学しようとする者、又はこれらの学校に在学している者。
- ・ 学業及び人物が優良である者。
- ・ 在学する学校を卒業する見込みが確実である者。
- ・ 学費の支出が困難である者。
- ・保護者又は子弟が与論町に住所を有する者。

貸与額及び貸与期間

- ・ 貸与額は月額4万円です。(高校生は1万5千円)
- ・ 貸与期間は在学する学校の正規の修業期間です。
- ・ 奨学金の貸与はひと月ごとに貸与します。

応募期限

・ 令和6年2月9日(金)まで。

※在籍している学校を通じて申請すること。

募集奨学生人員

若干名



問い合わせ先 与論町教育委員会 学務課 T E L 0997-97-2441

調理作業員の募集

募集人数 :2~3名程度

作業期間 :令和6年1月~令和6年3月

作業時間 : •午前8時00分~12時00分(4時間程度)

1ヶ月に2回~8回程度

※基本的には常勤調理員が足りない日に作業をお願いする形になります。

全 ・時給1 052円

作業内容 : 与論町立学校給食センター内での学校給食調理作業等

応募期限 : 令和5年12月22日(金)17:00まで

応募方法 : 与論町立学校給食センターまたは与論町役場2階教育委員会にて応募用紙を記入

して下さい。

採用の決定:選考のうえ、採用された方には電話でご連絡します。

【問い合わせ先】 与論町立学校給食センター 担当:白石(しらいし) 電話:97-4438

~保健センターより

高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種についてのお知らせです~

令和5年度の対象の方が定期接種を受けられるのは、

令和6年3月31日までです!

● 接種対象者:与論町に住所を有する方で令和5年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方(対象の方には、令和5年6月にお知らせを送付しています。)

※60~64歳の方で、心・肺・腎機能不全等で身体障害者手帳 | 級程度である方も対象です。

この制度では、今までにこのワクチンを接種したことがない方を対象に、令和元年度から令和5年度までの5年間に1人1回、定期接種の機会を設けています。

対象の方が定期接種を受けられるのは、該当年度の1年間のみに限られますので、定期接種を希望される方は、必ずこの期間に受けてください。

- 実施期間:令和6年3月3|日まで
- 接種の流れ:対象の方には、令和5年6月にお知らせを送付しています。保健センターで予診票を受け取り、医療機関に予約をして接種して下さい。

<問合せ先>

与論町保健センター

担当:鬼塚・橋口

電話:0997-97-5105

事業者(所)の皆様へ 令和5年分賃金等の支払い額の報告について(お願い)

令和5年中に給与等(給与、賞与、パート・アルバイト含む)の支払いをした事業所又は個人事業主の方は、令和6年度の課税資料として賃金等の給与支払報告書の提出をお願いします。

1 提出内容 支払をした従業員等の住所、氏名、電話番号、支払った金額

2 対象期間 令和5年1月1日~令和5年12月31日

(上記期間において、事業者(所)から支払いをした金額)

3 様 式 特に指定しません

4 提出先 給与等受給者が、令和6年1月1日現在において住所のある市町村

5 提出期限 令和6年1月31日(水)※早期提出にご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先 与論町役場税務課 TEL0997-97-3133

保健センターからのお知らせ

☆小児の定期予防接種☆

| | 与論徳洲会病院 (小児予防接種外来) | パナウル診療所 | 能美クリニック (3歳以上) |
|-------|-----------------------|----------------------|-------------------|
| 実 施 日 | 月・火・水(祝日を除く) | 月・火・木・金(祝日を除く) | 水・木(祝日を除く) |
| 受付時間 | 13:00~14:00 | 16:00~17:00 | 10:30~11:00 |
| 予約方法 | I週間前までに予約 | 前週に予約 (金曜日の午前中まで) | 週間前までに予約 |
| 電話番号 | 0997-97-2511 | 0997-84-3330 | 0997-97-5607 |

- ※ 令和5年は12月28日(木)までです。
- ※ 令和6年は1月4日(木)から開始します。

☆高校3年生相当の方の日本脳炎ワクチン定期予防接種☆

| | 与論徳洲会病院 (内 科) | パナウル診療所 | 龍美クリニック |
|------|---------------------------------------|----------------------|--------------|
| 実施日 | 月~金(祝日を除く) | 月・火・木・金(祝日を除く) | 水・木(祝日を除く) |
| 受付時間 | (午前受付)8:00~11:00 (午後受付)15:00~17:30 | 16:00~17:00 | 10:30~11:00 |
| 予約方法 | 不要 | 前週に予約 (金曜日の午前中まで) | 週間前までに予約 |
| 電話番号 | 0997-97-2511 | 0997-84-3330 | 0997-97-5607 |

- ※ 予診票に保護者自署があれば、必ずしも保護者の同伴は必要ありません。
- ※ 令和5年は12月28日(木)までです。
- ※ 令和6年は1月4日(木)から開始します。
- ※ 対象の方には、予診票をお届けします。詳しくは予診票や与論町 ホームページをご覧ください。
- ※ 定期予防接種には、それぞれ接種期間や間隔があります。 ご不明な点は、保健センターへお問い合わせください。



与論町保健センター 0997-97-5105

九州電力送配電から感電事故防止のお願い

凧揚げの季節になりましたが、感電事故防止のため、電線付近で凧揚げを行ったり、 電柱や鉄塔に昇ったりしないよう、お願いします。

なお、万一凧が電線等にかかった場合は、自分で取ろうとせず、お近くの九州電力送配電までご連絡いただきますようお願いします。

2023年 12月

九州電力送配電株式会社 TEL 0997-54-4866

【与論町】物価高騰対策に伴う子育で世帯支援給付金のご案内

●概要

食糧費等の物価高騰の影響が長引く中、家計への負担が大きい子育て世帯に対し、 与論町の対応として、子育で世帯支援給付金を支給します。

●対象者

①平成17年4月2日から令和5年10月31日までの間に出生し、 令和5年11月1日現在、与論町に住民登録のある子どもを養育している保護者

|②令和5年11月1日から令和6年2月29日までの間に出生し、出生した 時点で与論町に住民登録のある子どもを養育する保護者 ※令和5年11月1日以降に転入した方は対象外です。

●給付額

対象児童1人あたり5万円

(1) 申請不要で給付金を受け取れる方

【対象者】

対象者①の保護者

【支給時期】

令和5年12月28日(木曜日)

【支給方法】

児童手当口座や全世帯給付金等で実績のある与論町に登録がある口座に振込みます。

【手続き】

申請は不要です。

対象者には、令和5年12月14日(木)にお知らせ通知を送付します。 振込口座等に変更がある場合は、問合せ先までご連絡下さい。

【注意点】

※給付金の支給を希望されない方については、受給拒否届出書が必要になります。 お知らせ通知を確認していただき、受給拒否の旨を総務企画課へご連絡ください。

(2) 窓口で手続きを行っていただく方

【対象者】

対象者②の保護者

【必要書類】

申請者(保護者)の振込口座が分かる書類 (通帳、キャッシュカード等)

申請者(保護者)の本人確認ができるもの (マイナンバーカード、運転免許証等)

●申請期限

令和6年3月8日(金)まで

【問合せ先】 与論町役場 総務企画課 Tel 0997-97-3111

畜産自給粗飼料増産事業の募集について

畜産の粗飼料生産にかかる、かん水器具購入費の補助事業を実施いたします。 つきましては、以下の事業内容をご確認いただきお申込みをお願いいたします。

- ○募集期間 令和5年12月14日(木)より随時(予算満了次第終了)
- ○必要書類 見積書、申請書類一式(産業課にあります)
- ○事業内容 かん水器具購入費の助成

(スプリンクラー、散水用ポンプ、ホース、ローリータンク等)

※動力噴霧器、工事費は対象外となります。

○補助率 総事業費の3分の2以内もしくは30万円を上限。 総事業費5万円以上のものが対象となります。

【お申込み・お問合せ先】与論町役場産業課 97-4924(担当:境)

猫の適正飼養について



室内で飼いましょう。

交通事故や猫同士のケンカ、感染症などから守るためにも、室内飼育 をしましょう。また、ふん尿や鳴き声、ゴミを荒らすなど、周囲の方 へ配慮することも飼い主の責任です。周りに迷惑をかけてしまうと、 猫嫌いな人も増え、猫のためにもなりません。



不妊・去勢をしましょう。

飼い猫に子供が生まれたら、その先の子供たちに責任はとれるでしょ うか。1匹のメス猫から子猫が生まれ、1年後は合計20匹以上になる こともあります。 不妊・去勢をすることは、病気の予防やストレスの 軽減、マーキング行為の減少というメリットもあります。



所有者明示をしましょう。

飼い猫だと分かるように、所有者を明示しましょう。 開いたドアや窓の隙間から脱走したり、突然の災害で行方不明になる ことも考えられます。名前や連絡先を書いた迷子札を首輪につけたり、 マイクロチップを施すことで、飼い主の元に戻ることができます。

猫も人も同じ、命ある生き物です。 しかし、身勝手な理由で捨てられてしまったり、放し飼いや迷子のまま、 飼い主が分からない猫たちも多くいます。 責任をもって、正しいルールで飼いましょう。



問い合わせ先一覧 県庁生活衛生課 徳之島保健所

動物愛護センター 0995-44-6301 099-286-2788 0997-82-0149

サンゴの苗養殖状況報告会について

与論町漁業協同組合では、2018年より天然に生息するサンゴ類の一部を採取し、一定期間、静穏な環境で サンゴを増殖させた後に海域に移植することで、サンゴ類の増殖を図る事業を行ってきました。 本事業は今年で5年目となり、これまでの養殖状況を町民の皆様に広く知っていただけるよう報告会を

実施することになりました。

開催日時:令和5年12月21日(木) 10:00~11:30 開催場所:与論町漁協研修センター 2階

※セリをするところの建物の2階になります。

参加 曹:無料

共 催:与論町・与論町漁業協同組合

問合せ先:与論町役場環境課 担当:光 97-4712



☆クリーンセンター・リサイクルセンターへの持ち込み及びゴミ収集車の年末年始の日程についてお知らせ

町民の皆様日頃よりゴミ分別に対しましてご理解ご協力ありがとうございます。 さて、クリーンセンターー・リサイクルセンターへの持ち込み及びゴミ収集車の年末年始の日程についてお知らせいたします。

☆クリーンセンター・リサイクルセンタ一への持ち込み日程

| 受入日 | 12月22日(金) | 12月23日(土) | 12月24日(日) | 12月25日(月) | 12月26日(火) |
|-----------|------------|-----------|------------|------------|------------|
| クリーンセンター | 8:30~16:45 | 定休日 | 8:30~12:00 | 8:30~16:45 | 8:30~16:45 |
| リサイクルセンター | 8:30~16:45 | 定休日 | 8:30~16:45 | 定休日 | 8:30~16:45 |

| 受入日 | 12月27日(水) | 12月28日(木) | 12月29日(金) | 12月30日(土) | 年明け受入再開日 |
|-----------|------------|------------|------------|-----------|----------|
| クリーンセンター | 8:30~16:45 | 8:30~16:45 | 8:30~16:45 | お休み | 1/4(木) |
| リサイクルセンター | 8:30~16:45 | 8:30~16:45 | お休み | お休み | 1/4(木) |

※年末はリサイクルセンターも上記日程で粗大ゴミ・資源不燃ゴミの受け入れを行います。

☆ゴミ収集車稼働日程

- ・最終収集日:12月30日(土)街道、茶花、那間、与論(可燃ごみ)
- 収集開始日:1月4日(木)茶花(可燃ごみ)与論(缶類・ペットボトル)



町民の皆様のご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

環境課 97-4712

資源ごみ等の分別について(お願い)

町では

- **゙・**『ペットボトル』
- 『缶類、ビン類』
- し・『その他』(割れたビン、ガラス、コップ、陶器、蛍光灯、電球、電池) を収集しておりますが、ペットボトル、缶、ビンの中に「金属片」、「ガラス片」、 「たばこの吸い殻」などが入っていることがあります。

ペットボトル、缶、ビン等は収集後、手作業で選別等の作業を行っており、ペットボトル、缶、ビンの中に「金属片」や「ガラス片」などが 混ざっていると、作業時に大変危険です。

また、「金属片」、「ガラス片」、「たばこの吸い殻」などが 混ざっていると、資源ごみの再利用にも支障をきたしますので、 きちんと分別して下さいますよう、お願い致します。

※ペットボトルやビンは、一度かるく中を水洗いしキャップを外してから ごみに出すようお願い致します。



環境課 97-4712



🖲 令和5年度 12月・1月期 与論町ごみ収集計画表

| 12月 | | 可燃ごみ | | 缶 | PTボトル Ĝ | ビン不燃ごみ |
|-----|---|------|----|-------|----------------|--------|
| 1日 | 金 | 那間 | 与論 | | | |
| 2日 | ± | 街道 | | | | |
| 3日 | 日 | | | | | |
| 4日 | 月 | 街道 | 茶花 | | | |
| 5日 | 火 | 那間 | 与論 | 茶花 | 茶花 | |
| 6日 | 水 | 街道 | | 那間 | 那間 | |
| 7日 | 木 | | 茶花 | 与論 | 与論 | |
| 8日 | 金 | 那間 | 与論 | | | |
| 9日 | ± | 街道 | | | | |
| 10日 | 日 | | | | | |
| 11日 | 月 | 街道 | 茶花 | | | |
| 12日 | 火 | 那間 | 与論 | 茶花 | | |
| 13日 | 水 | 街道 | | 那間 | | 茶花 |
| 14日 | 木 | | 茶花 | 与論 | | |
| 15日 | 金 | 那間 | 与論 | | | |
| 16日 | ± | 街道 | | | | |
| 17日 | 日 | | | | | |
| 18日 | 月 | 街道 | 茶花 | | | |
| 19日 | 火 | 那間 | 与論 | 茶花 | 茶花 | |
| 20日 | 水 | 街道 | | 那間 | 那間 | |
| 21日 | 木 | | 茶花 | 与論 | 与論 | 那間 |
| 22日 | 金 | 那間 | 与論 | | | 与論 |
| 23日 | 土 | 街道 | | | | |
| 24日 | 日 | | | | | |
| 25日 | 月 | 街道 | 茶花 | | | |
| 26日 | 火 | 那間 | 与論 | 茶花 | | |
| 27日 | 水 | 街道 | | 那間 | | |
| 28日 | 木 | | 茶花 | 与論 | | |
| 29日 | 金 | 那間 | 与論 | | | |
| 30日 | 土 | 街道 | 茶花 | | | |
| 551 | _ | 那間 | 与論 | | | |
| 31日 | 日 | | 休 | 止(正月休 | 4) | |

| _ | _ | | | | | | | |
|---|---|-----|---|------|----------|-------|-----------------|------------|
| | | 1月 | | 可燃ごみ | ₩ | 缶 | PTボトル | ビン 不燃ごみ |
| | | | | | | | | Čŧi |
| | | 1日 | 月 | | 休 | 止(正月休 | 7 4) | |
| | | 2日 | 火 | | 休 | 止(正月休 | ን | |
| | | 3日 | 水 | | 休 | 止(正月休 | み) | |
| | L | 4日 | 木 | | 茶花 | 与論 | 与論 | |
| | L | 5日 | 金 | 那間 | 与論 | | | |
| ╛ | L | 6日 | ± | 街道 | | | | |
| | L | 7日 | 日 | | | | | |
| | L | 8日 | 月 | 街道 | 茶花 | | | |
| | L | 9日 | 火 | 那間 | 与論 | 茶花 | | |
| | L | 10日 | 水 | 街道 | | 那間 | | 茶花 |
| | L | 11日 | 木 | | 茶花 | 与論 | | |
| | L | 12日 | 金 | 那間 | 与論 | | | |
| | L | 13日 | ± | 街道 | | | | |
| | L | 14日 | 日 | | | | | |
| | L | 15日 | 月 | 街道 | 茶花 | | | |
| | L | 16日 | 火 | 那間 | 与論 | 茶花 | 茶花 | |
| | | 17日 | 水 | 街道 | | 那間 | 那間 | |
| | L | 18日 | 木 | | 茶花 | 与論 | 与論 | 那間 |
| | L | 19日 | 金 | 那間 | 与論 | | | |
| | L | 20日 | ± | 街道 | | | | |
| | L | 21日 | 日 | | | | | |
| | L | 22日 | 月 | 街道 | 茶花 | | | |
| | L | 23日 | 火 | 那間 | 与論 | 茶花 | | |
| | L | 24日 | 水 | 街道 | | 那間 | | |
| | L | 25日 | 木 | | 茶花 | 与論 | | |
| ╛ | L | 26日 | 金 | 那間 | 与論 | | | 与論 |
| | L | 27日 | ± | 街道 | | | | |
| ╝ | | 28日 | 日 | | | | | |
| | | 29日 | 月 | 街道 | 茶花 | | | |
| | | 30日 | 火 | 那間 | 与論 | 茶花 | | |
| ╝ | | 31日 | 水 | 街道 | | 那間 | | |
| | L | | | | | | | |

★収集日の<u>朝8時30分まで</u>に所定のごみステーションへ<u>当日</u>出してください。 収集日以外の日はビン、缶、ペットボトル等を出しても回収しません。

